

政府系金融機関の融資制度

★融資対象者（マル経資金）

飯山商工会議所会頭の推薦を受けた方に限ります。推薦を受けるには、次の条件を満たしていなければなりません。

- ①商工会議所の経営指導を受けて事業を改善しようとする方。
- ②帳簿等を完備し、継続的に記帳していること。
- ③所得税、法人税、事業税、及び市県民税等をすべて完納していること。
- ④従業員が20人以下「商業・サービス業（宿泊業および娯楽業を除く）では5人以下」の事業者であること。
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の非融資対象業種に属していないこと。

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)(無担保・無保証人) 貸付利率は令和6年4月1日現在のものです。

資金用途	貸付限度	貸付期間	利率	担保・保証人	貸付機関
運転資金	2,000万円以内	7年以内（据置1年以内）	年1.25%	なし	日本政策金融公庫国民生活事業
設備資金		10年以内（据置2年以内）			

日本政策金融公庫国民生活事業

（注）用途・返済期間により、異なる利率が適用されます。ご相談下さい。

貸付制度	資金名	貸付対象者	資金用途	貸付限度	貸付期間
一般貸付		ほとんどの業種の方にご利用いただけます	運転資金	4,800万円	7年以内 (据置1年以内)
			設備資金		10年以内 (据置2年以内)
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	運転資金	4,800万円	8年以内 (据置3年以内)
			設備資金		15年以内 (据置3年以内)
	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金	別枠3,000万円	8年以内 (据置3年以内)
生活衛生貸付		生活衛生関係の事業を営む方	一般貸付設備資金	7,200万円～ 4億8,000万円 (業種により異なります)	13年以内 (据置2年以内)
		振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって生活衛生関係の事業を営む方	振興事業貸付設備資金	1億5,000万円～ 7億2,000万円 (業種により異なります)	20年以内 (据置2年以内)
			振興事業貸付運転資金	5,700万円	7年以内 (据置2年以内)
新企業育成貸付		新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金	4,800万円	10年以内 (据置5年以内)
			設備資金	7,200万円	20年以内 (据置5年以内)

※日本政策金融公庫国民生活事業には、このほかにも貸付制度がございます。

お問い合わせ 長野支店国民生活事業 〒380-0816 長野市三輪田町1291 電話 0570-021469(ナビダイヤル)

(財)長野県生活衛生営業指導センター 〒380-0872 長野市大字南長野字妻科426-1

長野県建築士会館内 電話 026-235-3612